

令和8年6月17日

貨物自動車運送事業の行政処分等の概要

(令和7年度)

令和7年度における貨物自動車運送事業に係る行政処分等の概要は別添のとおりです。

[問合せ先]

関東運輸局 自動車監査指導部 (貨物担当)

担当 平野・小山

(電話) 045-211-7249

令和7年度 貨物自動車運送事業の行政処分等の概要について

1. 行政処分等件数

令和7年度における貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）に係る行政処分等の件数をいい、当該年度以前に実施した監査等に係る行政処分等を含む。

そのため、監査実施件数と行政処分等の件数は一致しない。

2. 用語の定義

(1) 監査の種類

① 特別監査

引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査。

② 一般監査

特別監査に該当しないものであって、法令違反の疑いがある等監査を行う必要があると認められる事業者に対して、重点事項を定めて法令遵守状況を確認する監査であり、以下の臨店、及び呼出に分類される。

イ. 臨店監査

事業者の営業所等に立ち入って実施するもの。

ロ. 呼出監査

臨店によらなくても支障がないと判断される場合に、当該事業者の代表者又は運行管理者等の責任者を運輸局又は運輸支局へ呼び出して実施するもの

(2) 公安委員会からの通報

都道府県公安委員会から、道路交通法第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議、同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取、又は同法第108条の34の規定に基づく通知があったもの。

(3) 労働局通報

都県労働局長から、自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度に基づく通知があったもの。

貨物自動車運送事業の行政処分等の概要

1. 行政処分等の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年比
監 査 実 施 件 数		365	447	428	444	408	91.9%
行 政 処 分 等 の 件 数		198	168	197	207	207	100.0%
処 分 等 内 容	許 可 の 取 消 (内 所在不明によるもの)	15 (12)	15 (13)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	－ －
	事 業 停 止	12	9	8	12	9	75.0%
	車 両 使 用 停 止 (延使用停止日車数)	148 (11,474)	123 (8,820)	152 (10,940)	170 (11,713)	165 (13,377)	97.1% 114.2%
	文 書 警 告	23	21	37	25	32	128.0%
	内 過 積 載 通 報 処 分	18	14	14	6	8	133.3%

注「内 過積載通報処分」は、公安委員会からの通報に基づき処分したものをいう。

2. 令和7年度の行政処分等の概要

(1) 行政処分等の内訳

監 査 等 の 種 類		特 別	一 般 (臨 店)	一 般 (呼 出)	計
監 査 実 施 件 数		4	205	199	408
行 政 処 分 等 の 件 数		5	178	24	207
処 分 等 内 容	許 可 の 取 消	0	1	0	1
	事 業 停 止	0	8	1	9
	車 両 使 用 停 止 (延使用停止日車数)	5 (320)	139 (11,487)	21 (1,570)	165 (13,377)
	文 書 警 告	0	30	2	32

(2) 監査の選定理由

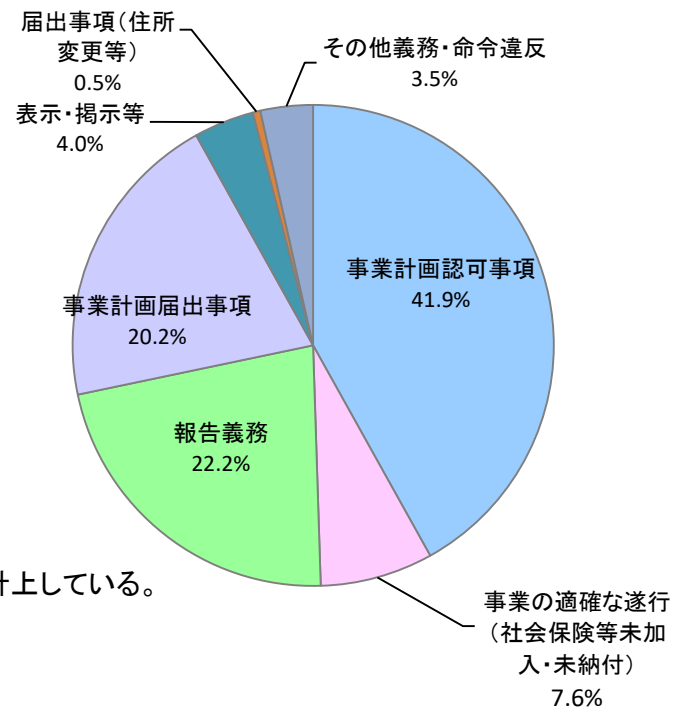
選 定 理 由 項 目	件 数
適 正 化 実 施 機 関	60
重 大 事 故 (第 1 当)	40
悪質違反(飲酒・ひき逃げ・無免許・無車検等)	24
公 安 委 員 会 通 報 (過 積 載)	6
労 働 局 通 報	33
苦 情 ・ 法 令 違 反 の 疑 義 等	73
改 善 未 実 施	3
フ ォ ロ ー ア ッ プ	169
計	408

注「適正化実施機関」は、適正化実施機関と連携し、適正化巡回指導の評価結果等を踏まえ実施したものである。

(3) 行政処分等に係る違反事項

① 許認可(事業計画)等関係

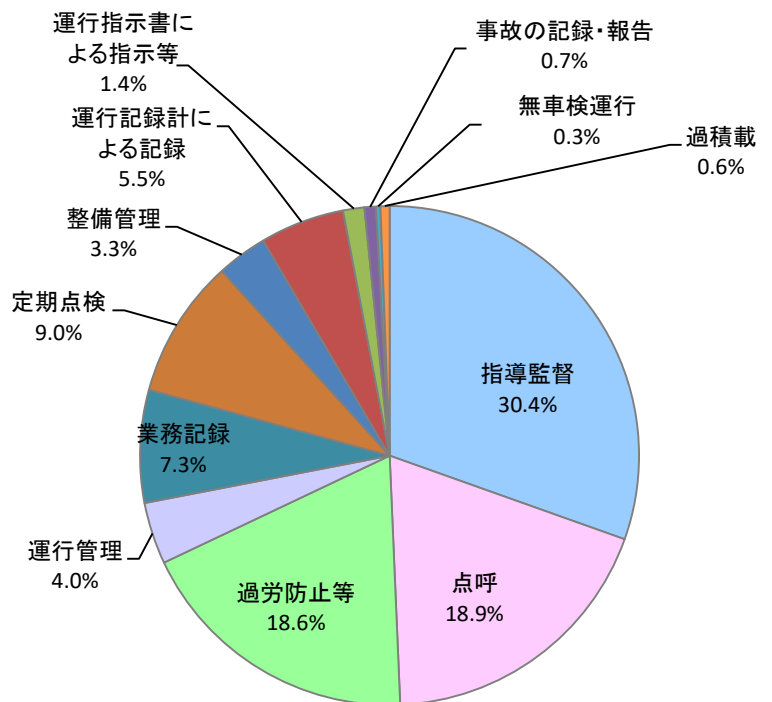
違反事項	件数
事業計画認可事項	83
事業の適確な遂行 (社会保険等未加入・未納付)	15
報告義務	44
事業計画届出事項	40
表示・掲示等	8
届出事項(住所変更等)	1
その他義務・命令違反	7
計	198



注 複数の違反事項がある事業者は、全ての事項に計上している。

② 輸送の安全確保関係

違反事項	件数
指導監督	418
点呼	259
過労防止等	256
運行管理	55
業務記録	100
定期点検	124
整備管理	45
運行記録計による記録	75
運行指示書による指示等	19
運転者等台帳	7
事故の記録・報告	10
無車検運行	4
過積載	8
計	1,380



注 複数の違反事項がある事業者は、全ての事項に計上している。